

横植協会 28-10号

平成28年10月6日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第10号を送信します。

【日本産なし生果実のカナダ向け輸出について】

日本産なし生果実のカナダ向け輸出については、これまで植物検疫条件が整っていなかったことから輸出ができませんでした。以下の植物検疫条件（概略）を満たすことで、本年8月1日から貨物での輸出が可能になっていました。今般、さらに、以下の検疫条件に加え、個人消費に限り、一人当たり250kg以内かつ15梱包以内の携行輸出が9月26日から可能となった旨、農林水産省ホームページ及び植物防疫所ホームページに掲載されましたのでお知らせします。

携行輸出並びに輸出検疫条件の詳細につきましては、農林水産省(03-3502-5978)又は横浜植物防疫所輸出検疫担当(045-211-7155)へお問合せ願います。

輸出検疫条件

- ・ 輸出可能な生産地域：日本全国
- ・ 生産園地、梱包及び保管施設の登録：農林水産省に登録されたもの。
- ・ 病害虫の発生調査及び防除：適切な発生調査及び防除が行われること。
- ・ 選果・梱包：各種の設備及び梱包材は、新しく清潔で再汚染防止措置やトレーサビリティの仕組みが確立されていること。また、梱包には「カナダ向け」と表示されていること。
- ・ 輸出検査：農林水産省の植物防疫官による輸出植物検査が行われ、植物検疫証明書に追記が行われていること

農林水産省のホームページ及び植物防疫所のホームページは以下のURLから閲覧できます。

農林水産省のホームページ

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/syokubo/161004.html>

植物防疫所のホームページ

<http://www.maff.go.jp/pps/>

以上